

# 大阪府成長事業共創プログラム運営業務 委託仕様書

## 1. 委託事業名

大阪府成長事業共創プログラム運営業務

## 2. 目的及び事業概要

VUCA 時代を迎え、社会課題は複雑化し、既存の施策だけでは対応が難しくなっている。限られたリソースの中で迅速かつ的確に課題を解決するには、民間企業等との共創によって新たなアイデアや技術を取り入れ、柔軟な発想で社会課題解決型のビジネスモデルや仕組みを作り出さなければならぬ。

民間企業等においても、自前主義からの脱却が叫ばれ、新規事業開発の部署設置やインキュベーション施設の運営など、オープンイノベーションが広がりを見せている。また、ESG 投資の拡大や非財務情報開示の要請強化など、社会課題への対応が企業価値向上に直結する時代となっている。

こうした中、成長戦略局は新たな成長シーズの探索をミッションとし、設立以来、先進的な取り組みを推進してきた。今後は社会課題をビジネスで解決する潮流を成長シーズと捉え、全庁横断的に取り組むことで、社会課題解決と経済成長を両立させる流れを作り出していくかなければならない。

そこで、大阪府職員（以下、府職員と言う）と民間企業等の双方を対象にワークショップ等を開催し、事業共創の具体的なアイデアを共有・発展させる場を設置する。

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

## 4. 委託上限額

8,000,000 円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

（1）課題解決を図るための新たな発想による事業（以下、新規事業と言う）創出に向けた府職員と民間企業等とのマッチングと合同ワークショップの実施

### ①内容

- ・（2）（3）において抽出した社会課題の解決に向け、府職員と民間企業等との最適なマッチングを行う。
- ・府職員と民間企業等が協働して具体的な事業案を検討するワークショップを実施する。
- ・セミナー等で学んだ内容を実践に移し、社会課題解決をめざす新たなビジネスモデルのアイデアを創出する場とする。
- ・令和 8 年 3 月末を目途に、成果を発表できる場を設ける。

### ②留意事項

- ・「共創」の趣旨を踏まえ、民間企業等の募集にあたっては、大阪府に対する一方的な営業活動を目的とした参加が無いよう、周知徹底すること。
- ・ワークショップ終了後もフォローアップ体制を用意し、事業案の策定を支援すること。
- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、会場提供、参加費など）を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

(提案を求める内容)

- ①府職員と民間企業等のモチベーションを高め、具体的かつ課題に沿った事業が創出される、効果的な手法（例：ワークショップの回数、実施する思考フレームワーク、開催場所、新規事業の成果発表の場の形態（例：ピッチコンテストの開催）など）。
- ②上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

(2) 府職員向けセミナー等の実施

①内容

- ・(1) に先立ち、府職員を対象に、社会課題解決に向けた共創を推進するためのセミナー等を実施する。
- ・セミナー等内容は、共創の意義や課題の探索、新規事業創出に向けた思考法や手法（フレームワークなど）を学び、社会課題解決に向けた共創を企画・実行する力の習得をめざすものとする。
- ・セミナー等実施後、府職員が考える社会課題を抽出する。

②留意事項

- ・セミナー等を受講する府職員は、大阪府が庁内で募集する。(20名程度を想定)
- ・セミナー等内容は具体的で実務に即したものとし、府職員が共創の成果を庁内外で活用できるようなものとすること。
- ・共創の基礎概念だけでなく、具体的な課題をもとにすることで実効性を高めること。

(提案を求める内容)

- ①効果的な手法（セミナー等の回数、セミナー等で実施する思考フレームワーク、想定するセミナー等の場所など）。
- ②参加した府職員が身に付けられると想定するスキルや成果目標（実施回数等）。
- ③上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容。

(3) 民間企業等向けセミナー等の実施

①内容

- ・(1) に先立ち、大阪府内に事業所を有する民間企業等に対し、社会課題解決を事業目的とする意義や具体的な方法を学ぶ機会（セミナー等）を提供する。
- ・具体的には、行政との共創の意義や課題の探索、新規事業創出のための思考法や手法（フレームワークなど）を学び、社会課題解決に向けた共創を企画・実行する力の習得をめざすものとする。
- ・セミナー等実施後、民間企業等が考える社会課題を抽出する。

②留意事項

- ・本事業に参加する民間企業等を募集すること。
- ・「共創」の趣旨を踏まえ、民間企業等の募集にあたっては、大阪府に対する一方的な営業活動を目的とした参加が無いよう、周知徹底すること。
- ・参加する民間企業等の業種や規模の多様性を確保し、様々な視点による交流を促進すること。
- ・行政と共創する際の留意点（予算成立のスケジュール等）などを伝える内容とすること。
- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、会場提供、参加費など）を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

(提案を求める内容)

- ①本事業に参加する民間企業等の募集方法。
- ②効果的な手法（セミナー等の回数、セミナー等で実施する思考フレームワーク、想定するセミナー等の場所など）。
- ③参加者が身に付けられると想定するスキルや、成果目標（実施回数や参加人数等）。
- ④上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

(4) 広報活動の実施

①内容

- ・本取組みを広く伝えるための広報活動を実施。

②留意事項

- ・広報内容は簡潔でわかりやすく、参加者が自分の役割や自身が身に着けられるスキル、共創の意義を明確にイメージできるよう工夫すること。
- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、会場提供、参加費など）を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

(提案を求める内容)

- ①府職員や民間企業等への効果的な広報手法（対象、手法、時期等）や使用媒体などについて、独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案すること。
- ②上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

(5) (1) から (4) の実施結果に関するレポートの作成

①事業内容

- ・本事業の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成する。
- ・事業完了後は、令和8年3月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。なお、最終報告書は、印刷物の外、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- ・事業実施の様子が分かる写真や図表など、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かり易い形で表現すること。

## 6. 事業スケジュールおよび実施体制等

本事業について、契約締結時期から令和8年3月末までの想定スケジュールを示すこと。

また、本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

(提案を求める内容)

- ①事業の実施スケジュール、事業実施体制を提案すること。
- ②本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無、想定している連携事業者・機関など）を記載すること。
- ③その他、本事業を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティのある取組みについて提案すること。

## 7. 委託事業の一般原則

- ・業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- ・事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

## 8. 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

## 9. 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

## 10. その他

- (1) 本事業書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体も提出すること。  
なお、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。
- (9) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。